

2020年11月12日
秋の年次公開検証「秋のレビュー」

ひとり親世帯や相対的貧困世帯の支援に関する 現状と課題について

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
代表理事 今井 悠介

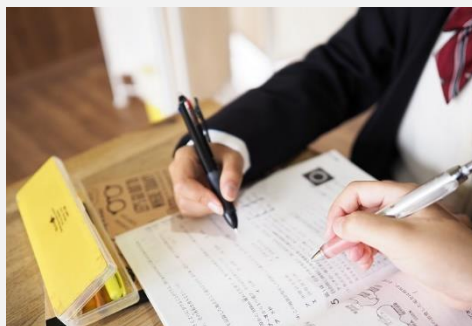
チャンス・フォー・チルドレンとは



- ・リーマンショックと東日本大震災を契機に、子どもの貧困・教育格差解消を目的に発足（2009年発足、2011年法人設立）。学生ボランティア主体のNPO法人が設立母体。
- ・10年間で、全国14都府県において、自治体等と連携し、延べ4,596人の生活困窮世帯の子ども（小学生、中学生、高校生）に対する教育支援や相談支援などを実施

事業内容

- ① 学校外教育（地域の学習塾・習い事等）で利用できる“スタディクーポン”の提供
- ② 大学生ボランティアや支援員による進路・学習・生活相談



©Natsuki Yasuda

■コロナ禍でひとり親家庭から届いた声

飲食店勤務のため、今も継続して勤務時間が減り続けています。今月、来月…生活がずっと不安です。

仕事がイベント関係のため9割収入が減ってしまいました。辛うじて失業にはなっておりませんが、コロナがなくなるまで仕事が見込めません。金銭的に、来年高校生になる子どものための先行きが見えない状況です。

失業し、就職先も見つからず、経済的に収入が無くなってしまい、この先どうしたらよいかわからない。また自由に行動できない事が多く子どもも私もストレスがたまり、喧嘩になったり、受験の事も、親子共々心配が募り、イライラした状態が続きストレスの限界を迎えている。進学についても、学校見学もままならず、何もかもが不安だらけです。

コロナウイルスや緊急事態宣言の影響により転職や分散出勤で収入がかなり減少しました。ひとり親のため、私の収入のみでこれから受験へ向けての塾での授業を十分に受けさせてあげられない状況です。

■相対的貧困世帯を支援するうえで留意する必要がある点

1

見た目だけの分かりにくさ

→相対的貧困状態にあることが、見た目だけで分かりにくい。発見しづらい

2

スティグマ（負の烙印）

→支援を受けることへのうしろめたさ、恥ずかしさを感じやすい。自ら手をあげづらい

3

複合的な課題や困りごと

→経済困窮だけでなく、人間関係や孤立、疾病・障害、DV、子育て等、複合的な困りごとを抱えているケースがある。よって様々な支援領域を横断する

課題

対象者に支援を届けることが難しい

- ・厚生労働省の生活困窮者自立支援制度に基づく「子どもの学習・生活支援事業」に登録する子どもは、対象者の3割未満であるとの報告がある（NPO法人さいたまユースサポートネット,2016）
- ・他の様々な子どもの貧困対策・事業は、果たしてどの程度の家庭を捕捉できているかの検証が必要。

支援を届けるまでの流れ

課題意識



1

教育部門と福祉部門の連携不足

→教育部門、福祉部門、子育て部門がそれぞれ別々の情報を保持しており、十分な連携がとれていない（かつ権限も分散している）ため、対象者を発見し、支援に繋げにくい

2

相談窓口の分散

→行政では部署ごとにそれぞれ事業を実施しているため、対象者が必要な支援サービスの受付や相談窓口が分散している。相談窓口の一本化や支援サービスに関する情報集約が必要

3

マンパワーの不足

→対象者から申請を待つのではなく支援者が積極的に対象者にアプローチする必要がある（申請主義の限界）。専門性のある支援員のマンパワーが足りていない。支援員の安定雇用や育成ができるような財源確保が必要

4

案内文書や申請方法の煩雑さ

→案内文書や申請書が膨大かつ煩雑。記入情報が重複していたり、紙媒体・押印が必要なものも多くみられる。申請文書・手続き・情報管理体制を抜本的に改善する必要がある。外国ルーツの方などへの配慮も必要

5

コミュニケーション手段の制約

→自治体によっては、連絡手段を電話しか認めていない場合もある。役所の開所時間に電話に出られない対象者もいる。生活スタイルに合わせて、メールなど、多様なコミュニケーション手段を許容する必要がある

6

「捕捉率」がKPIに設定されていない

→各支援事業の捕捉率（利用者／対象者）がKPI（評価指標）に設定されていない。制度や運用方法を柔軟に改善し続ける必要がある。また、事業そのものが対象者のニーズに合っているかの検証も必要